

は政治闘争を経験しているが、政
府憲法をこゝまで追いつめて陽の目
をみせなかつたのは歴史的だつた
。法案提出から国民・民社の修正案
なり、ついに参院で不成立とき
日への準備である。

証人の証言とはちがつて、組合が申請した松村盛正さん（三川）の正々堂々たる証言で、裁判官はほぼ傍聴者の注目をあびた。まずこの日の公判で一番大きな点となつたのは解雇理由のひとつになつてゐるカツペ、シユ問題である。それは当時、本屋下のカツペ拡、カツペ、シユの資料不足があつたにたいしてカツペ、シユこせの職場闘争があつた。この職場闘争は直接現場で働く採炭工として、当然なことであり、安上も、生庫上も絶対必要になつてゐる。

カツペ、シユが実働作業場所に不足して採炭作業を二時中止したこと、係員自身、保安を考慮してカツペ、シユ不足のため採炭作業を中止させた事実があること、切實会、保安常会等々においてもしぼじぼはこの問題が取り上げられてゐたこと。また、生産会態でも組合と会社間で資料の不足はさざなみという協定があつたことなど、具体的なことをあげて、前回まで二方的な会社側のデタラメな証言をくつがえした。

このため会社側弁護団は、デタラメな解雇理由の正当性をなんとなぐりあげようとして、松村証人

会期中に成立したかつた議案や動議は、その会期が終ると同時に消滅し、つぎの会期でそれをひきつづき審議することとはできないといふ原則（会期不継続の原則）を採用してゐるわが国では、突如と審議方法といへる統制審議が確實に次期国会での議決成立を約束するものではないから、「政暴法」の統制審議は、この法案に反対して闘つた革新勢力の成程にちがひない。政暴法案はひきつづき参院法務委員会で審議されるだろうが廃案をめざして運動をさらに大く

に統制委員会と継続審議とが呼んでゐる。